

大館市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年2月

大館市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に大館市内各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。その結果、すでに安全対策が実施され改善された箇所も多くあります。引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「大館市通学路交通安全プログラム」を策定しました。今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

本プログラムの主旨

1. 継続的に通学路の安全点検を実施し、児童生徒の安全確保に努めます。
2. 関係機関が連携し、通学路の安全対策を推進します。
3. 対策実施後も効果検証を行い、安全対策の充実に努めます。

2. 大館市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「大館市通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

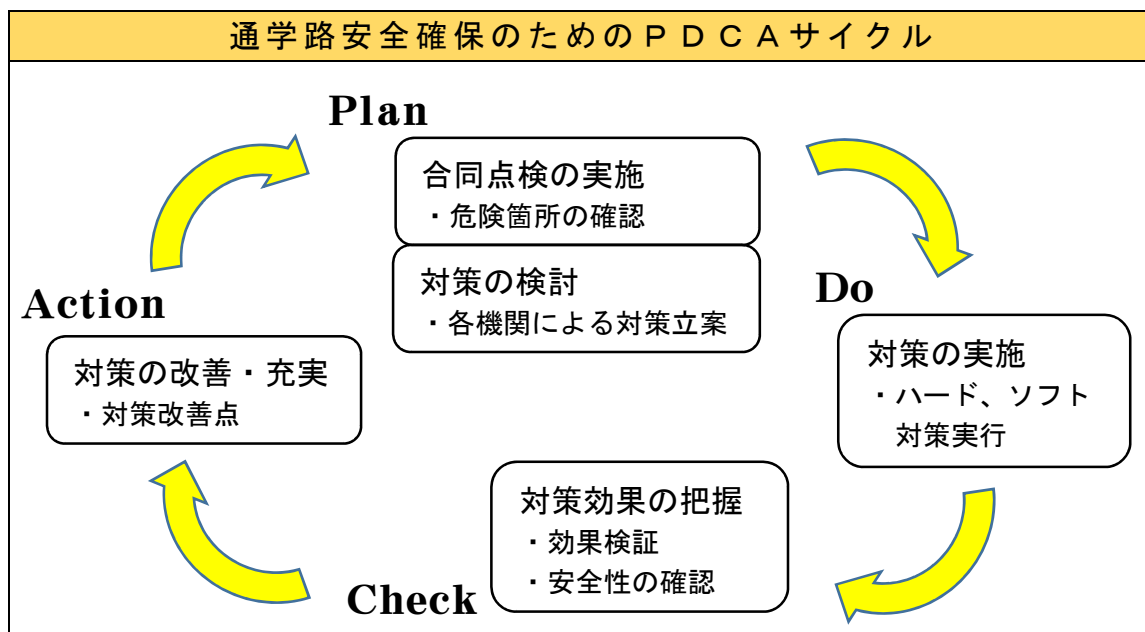
「大館市通学路安全推進会議」委員構成

機 関 ・ 団 体 名	備 考
大館市校長会担当者	学校関係者
大館警察署担当者	交通管理者
国土交通省能代河川国道事務所大館国道維持出張所担当者	道路管理者
秋田県北秋田地域振興局建設部担当者	
大館市役所建設部（土木課）担当者	
大館市教育委員会（学校教育課）担当者	事務局

3. 取組方針と具体的な実施方法

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。



(2) 合同点検の実施

- ①毎年4月以降、教育委員会から各校に「通学路の危険箇所調査」を依頼し、危険箇所の実態把握を行います。また、大館市PTA連合会の市長に対する要望などからも実態把握を行います。
- ②把握した通学路の危険箇所について「大館市通学路安全推進会議」において検討し、合同点検を実施する箇所を決定します。
- ③7～9月に合同点検を通学路安全推進会議委員に教職員、PTA関係者、自治会長等を加えて行います。
 - ・市内小・中学校を2グループに分け、2年に1回のサイクルで各グループ学区内の通学路点検を実施します。（特に緊急性の高いものについては、サイクルに関わらず実施します。）
- ④積雪期においても情報収集を行い、緊急性の高い事案については合同点検を行います。

(3) 対策の検討及び実施

- ① 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制・交通安全教育のようなソフト対策等、対策必要箇所に応じて具体的なメニューを検討します。
- ② 具体的な対策の実施については、通学路安全推進会議委員が所属する各機関が、関係する内容において予算確保を含めた実施方法等を検討し、その結果を通学路安全推進会議において報告します。
- ③ 対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握と改善・充実

- ① 合同点検結果に基づく対策実施について、実施した効果が上がっているのか、児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、アンケート調査、現地見聞等を実施します。
- ② 対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

年間の主な予定		
4～	6月	実態把握（各校の実態調査、市PTA連合会要望等）
	7月	第1回通学路安全推進会議 （危険箇所の把握、前年度の対策改善・充実）
7～	9月	合同点検実施（危険箇所の確認）
	10月	第2回通学路安全推進会議（対策の検討・報告）
12～	3月	積雪期の合同点検実施（必要に応じて実施）
	※随時	対策効果の把握

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するためにグループごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市のホームページで公表します。